

議第 38 号

令和 5 年度酒田市一般会計補正予算（第 8 号）について

令和 5 年度酒田市一般会計補正予算（第 8 号）について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和 5 年 11 月 28 日提出

酒田市教育委員会

教育長 鈴木 和仁

令和 5 年度酒田市一般会計補正予算 (第 8 号)

歳入歳出補正

歳 出

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	本年度予算額の財源内訳				
					特定財源				一般財源
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
10	教育費	5,445,420	3,945	5,449,365	0	0	0	2,216	1,729
	3 中学校費	641,522	828	642,350	0	0	0	828	0
	2 教育振興費	70,440	828	71,268				828	0
	5 保健体育費	1,951,239	3,117	1,954,356.0	0	0	0	1,388	1,729
	1 スポーツ振興費	1,951,239	3,117	1,954,356.0				1,388	1,729

債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
酒田市八幡地区観光施設及び八森自然公園内体育施設の管理に関する包括協定	令和 5 年度から令和 10 年度まで	209,310 うちスポーツ振興課分 5,130
学習バス・スクールバス運行業務委託料	令和 5 年度から令和 6 年度まで	144,908
教師用教科書・指導書購入費 (小学校)	令和 5 年度から令和 6 年度まで	52,236
教師用教科書・指導書購入費 (中学校)	令和 5 年度から令和 6 年度まで	1,228
酒田市光ヶ丘プールの管理に関する包括協定	令和 5 年度から令和 10 年度まで	408,410
酒田市松山スキー場及び眺海の森外山ロッジの管理に関する包括協定	令和 5 年度から令和 10 年度まで	53,870

令和 5 年度酒田市一般会計補正予算 (第 8 号) の概要  
(教育委員会関連分)

1	補正予算規模	3,945 千円
2	補正後の予算規模	5,449,365 千円
3	補正項目及び補正額	
	(主な歳出補正)	
	<学校教育課>	
①	中学校教材等充実事業	828 千円
	花王株式会社酒田工場から花王ファミリーコンサート収益金の寄附を受け、楽器購入費を増額 (備品購入費 828 千円)	
	[現計 32,965 千円 + 補正額 828 千円 = 補正後 33,793 千円]	
	<スポーツ振興課>	
①	体育施設管理事業	3,117 千円
	国体記念体育館が改修工事により使用できないため、冬期間における屋内体育施設の利用集中緩和を目的として、一部の屋外体育施設の開設期間を拡大するための経費を増額 (燃料費及び光熱水費 1,303 千円、施設管理委託料 1,814 千円)	
	[現計 317,176 千円 + 補正額 3,117 千円 = 補正後 320,293 千円]	
	(主な歳入補正)	
	<学校教育課>	
①	教育費寄附金	1,128 千円
	・ 中学校費寄附金	1,128 千円
	<スポーツ振興課>	
①	教育使用料	1,388 千円
	・ 保健体育使用料	1,388 千円

(債務負担行為補正)

追加

- ① 事 項：酒田市八幡地区観光施設及び八森自然公園内体育施設の管理に関する包括協定  
期 間：令和5年度から令和10年度まで  
限度額：209,310千円（うちスポーツ振興課分限度額5,130千円）
  
- ② 事 項：学習バス・スクールバス運行业務委託料  
期 間：令和5年度から令和6年度まで  
限度額：144,908千円
  
- ③ 事 項：教師用教科書・指導書購入費（小学校）  
期 間：令和5年度から令和6年度まで  
限度額：52,236千円
  
- ④ 事 項：教師用教科書・指導書購入費（中学校）  
期 間：令和5年度から令和6年度まで  
限度額：1,228千円
  
- ⑤ 事 項：酒田市光ヶ丘プールの管理に関する包括協定  
期 間：令和5年度から令和10年度まで  
限度額：408,410千円
  
- ⑥ 事 項：酒田市松山スキー場及び眺海の森外山ロッジの管理に関する包括協定  
期 間：令和5年度から令和10年度まで  
限度額：53,870千円

## 議第41号

酒田市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

酒田市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次のように制定する。

令和5年11月28日提出

酒田市教育委員会  
教育長 鈴木 和仁

酒田市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めた公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号。以下「指針」という。）を踏まえ、酒田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育職員 教育委員会の所管する小学校及び中学校に勤務する法第2条第2項に規定する教育職員をいう。
- (2) 所定の勤務時間 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年山形県条例第94号）第2条の規定により準用する山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条

例（昭和27年山形県条例第93号）第7条に規定する学校職員の休日（以下「休日」という。）、同条例第7条の2の規定により休日と振り替えられた日及び同条例第7条の3に規定する代休日（同条例第7条の2の規定により勤務を要しない日及び休日以外の日と振り替えられた休日並びに同条例第7条の3の規定により勤務を命ぜられた休日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。

(3) 在校等時間 指針第3(1)の規定に基づき算定する教育職員が学校教育活動に関する業務を行う時間として外形的に把握することができる時間をいう。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第3条 教育委員会は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、新たに教育職員の業務量の管理等に関する規則を制定するものである。

議第 4 2 号

酒田市眺海の森天体観測館設置管理条例の廃止について

酒田市眺海の森天体観測館設置管理条例を廃止する条例の制定について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

酒田市教育委員会  
教育長 鈴木 和仁

酒田市眺海の森天体観測館設置管理条例を廃止する条例

酒田市眺海の森天体観測館設置管理条例（平成 2 4 年条例第 3 0 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

酒田市眺海の森天体観測館の所期の目的を達成したため、条例を廃止するものである。



議第 4 3 号

酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について

酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

酒田市教育委員会  
教育長 鈴木 和仁

酒田市体育施設設置管理条例の一部を改正する条例

酒田市体育施設設置管理条例（平成 1 7 年条例第 2 0 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項ただし書中「、酒田市高畑グラウンドゴルフ場及び酒田市眺海の森ちびっこゲレンデ」を「及び酒田市高畑グラウンドゴルフ場」に改める。

別表第 1 酒田市眺海の森テニスコートの項、酒田市体育館の項、酒田市眺海の森ちびっこゲレンデの項及び酒田市平田スキー場の項を削る。

別表第 2 （1） 体育施設使用期間及び使用時間の表酒田市眺海の森テニスコートの項及び酒田市体育館の項を削り、同表中

「

酒田市亀ヶ崎記念会館	年間（休館日及び月曜日を除く。）
酒田市南体育館	

」

を

「

酒田市亀ヶ崎記念会館	年間（休館日を除く。）
酒田市南体育館	

」

に、

「

酒田市国体記念体育館	4月1日から10月31日までは年間（休館日及び祝日以外の月曜日を除く。） 11月1日から翌年3月31日までは年間（休館日を除く。）	午前9時から午後9時まで
酒田市勤労者体育センター	年間（休館日及び月曜日を除く。）	午前9時から午後9時まで
酒田市八幡体育館	年間（休館日を除く。）	午前8時30分から午後9時30分まで（ただし、第3日曜日は午後5時まで）

」

を

「

酒田市国体記念体育館	年間（休館日を除く。）	午前9時から午後9時まで
酒田市勤労者体育センター	年間（休館日を除く。）	午前9時から午後9時まで
酒田市八幡体育館	年間（休館日を除く。）	午前9時から午後9時まで

」

に、

「

酒田市平田体育館	年間（休館日及び火曜日を除く。）	午前9時から午後9時30分まで（ただし、日曜日及び祝日は午後5時まで）
酒田市鳥海地区体育館	年間（休館日及び月曜日を除く。）	午前9時から午後6時まで

」

を

「

酒田市平田体育館	年間（休館日を除く。）	午前9時から午後9時まで
----------	-------------	--------------

酒田市鳥海地区体育館	年間（休館日を除く。）	午前9時から午後9時まで
------------	-------------	--------------

に、

「

酒田市武道館	年間（休館日及び祝日以外の月曜日を除く。）
--------	-----------------------

」

を

「

酒田市武道館	年間（休館日を除く。）
--------	-------------

」

に、

「

酒田市修道館	年間（休館日を除く。）	午前8時30分から午後9時30分まで（ただし、第3日曜日は午後5時まで）
--------	-------------	--------------------------------------

」

を

「

酒田市修道館	年間（休館日を除く。）	午前9時から午後9時まで
--------	-------------	--------------

」

に改め、同表酒田市眺海の森ちびっこゲレンデの項を削る。

別表第2（2）スキー場使用期間及びリフト運行時間の表を次のように改める。

(2) スキー場使用期間及びリフト使用時間

ア 使用期間

名称	使用期間
松山スキー場	12月23日から翌年3月31日まで

イ リフト使用時間

区分	運行日	使用時間
松山スキー場 シュレップリフト	毎週月曜日から金曜日まで（ただし、祝日を除く。）	午後1時から午後9時まで

	土曜日	午前 9 時から午後 9 時まで
	日曜日及び祝日	午前 9 時から午後 5 時まで

別表第 3 1 体育施設使用料 (1) 酒田市光ヶ丘野球場中 イ 夜間照明設備使用料の表を削り、ウ 屋内練習場の表をイ 屋内練習場の表とする。

別表第 3 1 体育施設使用料 (4) 酒田市光ヶ丘テニスコート、酒田市国体記念テニスコート、酒田市八森テニスコート、酒田市眺海の森テニスコートの表中「酒田市眺海の森テニスコート」を削る。

別表第 3 1 体育施設使用料 (6) 酒田市体育館 (アイスリンク設置期間を除く。) の表及び(6)の 2 酒田市体育館 (アイスリンク設置期間) の表を削る。

別表第 3 1 体育施設使用料 (7) 酒田市亀ヶ崎記念会館の表を(6) 酒田市亀ヶ崎記念会館の表とし、(8) 酒田市南体育館の表から(11) 酒田市勤労者体育センターの表までを 1 表ずつ繰り上げる。

別表第 3 1 体育施設使用料 (12) 酒田市八幡体育館の表備考中「午前 8 時 30 分から午後零時 30 分まで」を「午前 9 時から午後 1 時まで」に、「午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで」を「午後 5 時から午後 9 時まで」に改め、同表を(11) 酒田市八幡体育館の表とする。

別表第 3 1 体育施設使用料 (13) 酒田市松山体育館の表を(12) 酒田市松山体育館の表とする。

別表第 3 1 体育施設使用料 (14) 酒田市平田体育館の表備考中「午後 9 時 30 分」を「午後 9 時」に改め、同表を(13) 酒田市平田体育館の表とする。

別表第 3 1 体育施設使用料 (15) 酒田市光ヶ丘球技場の表を(14) 酒田市光ヶ丘球技場の表とし、(16) 酒田市飯森山多目的グラウンドの表から(21) 酒田市相撲場の表までを 1 表ずつ繰り上げる。

別表第 3 1 体育施設使用料 (22) 酒田市修道館の表備考中「午前 8 時 30 分から午後零時 30 分まで」を「午前 9 時から午後 1 時まで」に、「午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで」を「午後 5 時から午後 9 時まで」に改め、同表を(21) 酒田市修道館の表とする。

別表第 3 1 体育施設使用料 (23) 酒田市平田スキー場の表を削る。

別表第 3 1 体育施設使用料 (24) 酒田市松山スキー場 イ 人工スキー場使用料の表を削る。

別表第 3 1 体育施設使用料 (24) 酒田市松山スキー場 ウ 貸スキー等使用料の表人工スキー場用スキー板の項を削り、同表をイ 貸スキー等使用料の表とする。

別表第3 1 体育施設使用料 (24) 酒田市松山スキー場の表を(22) 酒田市松山スキー場の表とし、(25) 酒田市八森パークゴルフ場の表から(28) 酒田市外山キャンプ場の表までを2表ずつ繰り上げる。

別表第3 2 公衆の便益を目的として売店等の営業行為を行うために体育施設を使用する場合の表を次のように改める。

2 公衆の便益を目的として売店等の営業行為を行うために体育施設を使用する場合

施設名	使用料		
	屋内		屋外
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
酒田市光ヶ丘野球場	4 時間以内 1,100 円、 4 時間を超え 8 時間以内 1,650 円	4 時間以内 2,200 円、 4 時間を超え 8 時間以内 4,400 円	酒田市都市公園条例（平成 17 年条例第 165 号）別表第 2 を準用する。
酒田市八森野球場			
酒田市光ヶ丘陸上競技場			
酒田市光ヶ丘テニスコート			
酒田市国体記念テニスコート			
酒田市八森テニスコート			
酒田市光ヶ丘プール			
酒田市光ヶ丘球技場			
酒田市飯森山多目的グラウンド			
酒田市光ヶ丘多目的グラウンド			
酒田市八森サッカー場			
酒田市松山多目的運動広場			
酒田市眺海の森グラウンド			
酒田市武道館			
酒田市相撲場			
酒田市修道館			
酒田市南遊佐グラウンドゴルフ場			
酒田市八森グラウンドゴルフ場			
酒田市八森パークゴルフ場			
酒田市高畑グラウンドゴルフ場			
酒田市松山スキー場	4 時間以内 1,100 円、		
酒田市八森ゴルフ練習場			
酒田市八森キャンプ場			
酒田市外山キャンプ場			
酒田市亀ヶ崎記念会館			
酒田市南体育館			

酒田市親子スポーツ会館	4 時間を超え 8 時間以内 2,200 円		
酒田市国体記念体育館			
酒田市勤労者体育センター			
酒田市八幡体育館			
酒田市松山体育館			
酒田市平田体育館			
酒田市鳥海地区体育館			

備考

- 1 従業員は、5 人以内とする。ただし、1 人増すごとに入場料金の 1 人分を加算する。
- 2 設置施設規模は、1 件につき 3.3 平方メートル程度とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

酒田市体育館等の廃止並びに屋内体育施設の休館日及び使用時間の変更に関し、所要の改正を行うものである。

酒田市体育施設設置管理条例新旧対照表

新	旧																																				
<p>本則</p> <p>(使用許可)</p> <p>第12条 体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、酒田市光ヶ丘多目的グラウンド、酒田市八森サッカー場、酒田市南遊佐グラウンドゴルフ場、酒田市八森グラウンドゴルフ場及び酒田市高畑グラウンドゴルフ場については、全部を単独で使用する場合に限る。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="179 837 1075 1268"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第11条関係)</p>	名称	位置	(略)	(略)	(削る)		(略)	(略)	(削る)		(略)	(略)	(削る)		(削る)		(略)	(略)	<p>本則</p> <p>(使用許可)</p> <p>第12条 体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、酒田市光ヶ丘多目的グラウンド、酒田市八森サッカー場、酒田市南遊佐グラウンドゴルフ場、酒田市八森グラウンドゴルフ場、酒田市高畑グラウンドゴルフ場及び酒田市眺海の森ちびっこゲレンデについては、全部を単独で使用する場合に限る。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1176 837 2094 1268"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>酒田市眺海の森テニスコート</td> <td>酒田市田沢字躰躰沢 15 番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>酒田市体育館</td> <td>酒田市入船町 3 番 20 号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>酒田市眺海の森ちびっこゲレンデ</td> <td>酒田市田沢字躰躰沢 2 番地ほか</td> </tr> <tr> <td>酒田市平田スキー場</td> <td>酒田市田沢字躰躰沢 2 番地ほか</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第11条関係)</p>	名称	位置	(略)	(略)	酒田市眺海の森テニスコート	酒田市田沢字躰躰沢 15 番地	(略)	(略)	酒田市体育館	酒田市入船町 3 番 20 号	(略)	(略)	酒田市眺海の森ちびっこゲレンデ	酒田市田沢字躰躰沢 2 番地ほか	酒田市平田スキー場	酒田市田沢字躰躰沢 2 番地ほか	(略)	(略)
名称	位置																																				
(略)	(略)																																				
(削る)																																					
(略)	(略)																																				
(削る)																																					
(略)	(略)																																				
(削る)																																					
(削る)																																					
(略)	(略)																																				
名称	位置																																				
(略)	(略)																																				
酒田市眺海の森テニスコート	酒田市田沢字躰躰沢 15 番地																																				
(略)	(略)																																				
酒田市体育館	酒田市入船町 3 番 20 号																																				
(略)	(略)																																				
酒田市眺海の森ちびっこゲレンデ	酒田市田沢字躰躰沢 2 番地ほか																																				
酒田市平田スキー場	酒田市田沢字躰躰沢 2 番地ほか																																				
(略)	(略)																																				

## (1) 体育施設使用期間及び使用時間

施設名	使用期間	使用時間
(略)	(略)	(略)
(削る)		
(略)	(略)	(略)
(削る)		
酒田市亀ヶ崎記念会館	年間(休館日を除く。)	午前9時から午後9時まで
酒田市南体育館		
(略)	(略)	(略)

## (1) 体育施設使用期間及び使用時間

施設名	使用期間	使用時間
(略)	(略)	(略)
酒田市眺海の森テニスコート	4月1日から11月30日まで(月曜日を除く。)	午前9時から午後4時30分まで
(略)	(略)	(略)
酒田市体育館	4月1日から10月31日まで(アイスリンク設置に係る期間及び休館日並びに月曜日を除く。)	午前9時から午後9時まで
	11月1日から翌年3月31日までのアイスリンク使用期間(アイスリンク設置に係る期間を除く。)	1 占有使用の場合 午前10時から正午まで(日曜日及び祝日を除く。) 2 占有使用以外の場合 正午から午後9時まで(ただし、日曜日及び祝日は午前10時から午後6時まで)
酒田市亀ヶ崎記念会館	年間(休館日及び月曜日を除く。)	午前9時から午後9時まで
酒田市南体育館		
(略)	(略)	(略)



酒田市国体記念体育館	年間(休館日を除く。)	午前9時から午後9時まで	酒田市国体記念体育館	4月1日から10月31日までは年間(休館日及び祝日以外の月曜日を除く。) 11月1日から翌年3月31日までは年間(休館日を除く。)	午前9時から午後9時まで
酒田市勤労者体育センター	年間(休館日を除く。)	午前9時から午後9時まで	酒田市勤労者体育センター	年間(休館日及び月曜日を除く。)	午前9時から午後9時まで
酒田市八幡体育館	年間(休館日を除く。)	午前9時から午後9時まで	酒田市八幡体育館	年間(休館日を除く。)	午前8時30分から午後9時30分まで (ただし、第3日曜日は午後5時まで)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
酒田市平田体育館	年間(休館日を除く。)	午前9時から午後9時まで	酒田市平田体育館	年間(休館日及び火曜日を除く。)	午前9時から午後9時30分まで(ただし、日曜日及び祝日は午後5時まで)
酒田市鳥海地区体育館	年間(休館日を除く。)	午前9時から午後9時まで	酒田市鳥海地区体育館	年間(休館日及び月曜日を除く。)	午前9時から午後6時まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
酒田市武道館	年間(休館日を除く。)	午前9時から午後9時まで	酒田市武道館	年間(休館日及び祝日以外の月曜日を除く。)	午前9時から午後9時まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
酒田市修道館	年間(休館日を除く。)	午前9時から午後9時まで	酒田市修道館	年間(休館日を除く。)	午前8時30分から午後9時30分まで

(略)	(略)	(略)
(削る)		
(略)	(略)	(略)

(2) スキー場使用期間及びリフト使用時間

ア 使用期間

名称	使用期間
松山スキー場	12月23日から翌年3月31日まで

イ リフト使用時間

区分	運行日	使用時間
松山スキー場シュレップリフト	毎週月曜日から金曜日まで(ただし、祝日を除く。)	午後1時から午後9時まで

		(ただし、第3日曜日は午後5時まで)
(略)	(略)	(略)
酒田市眺海の森ちびっこゲレンデ	4月1日から11月30日まで(月曜日を除く。)	午前9時から午後4時30分まで
(略)	(略)	(略)

(2) スキー場使用期間及びリフト運行時間

ア 使用期間及びリフト運行日

名称	使用期間	区分	運行日
松山スキー場	12月23日から翌年3月31日まで	松山スキー場シュレップリフト	12月23日から翌年3月31日までの日
	7月第3日曜日から11月第4日曜日まで	松山スキー場スーパーリフト	7月第3日曜日から11月第4日曜日までの、日曜日、金曜日、土曜日及び祝日
平田スキー場	12月23日から翌年3月31日まで	平田スキー場リフト	12月23日から翌年3月31日までの、日曜日、土曜日及び祝日

イ リフト運行時間

区分	使用期間	使用時間
松山スキー場シュレップリフト	毎週月曜日から金曜日まで(ただし、祝日を除く。)	午後1時から午後9時まで

	土曜日	午前9時から 午後9時まで
	日曜日及び祝日	午前9時から 午後5時まで

	土曜日	午前9時から 午後9時まで
	日曜日及び祝日	午前9時から 午後5時まで
松山人工スキー 場スーパーリフ ト	金曜日及び土曜日	午後6時から 午後9時まで
	日曜日及び祝日(ただし、祝日が金曜日又は土曜日に当たる場合を除く。)	午後1時から 午後4時まで
平田スキー場リ フト	日曜日、土曜日及び祝日	午前9時から 午後4時まで

別表第3(第17条関係)

体育施設使用料

体育施設使用料の各表に関する通則

(略)

1 体育施設使用料

(1) 酒田市光ヶ丘野球場

ア 野球場使用料

(表は省略)

(削る)

イ 屋内練習場

(表は省略)

別表第3(第17条関係)

体育施設使用料

体育施設使用料の各表に関する通則

(略)

1 体育施設使用料

(1) 酒田市光ヶ丘野球場

ア 野球場使用料

(表は省略)

イ 夜間照明設備使用料

使用区分	使用料
全灯使用	1時間につき 2,610円
半灯使用	1時間につき 1,300円

ウ 屋内練習場

(表は省略)

(2)・(3) (略)

(4) 酒田市光ヶ丘テニスコート、酒田市国体記念テニスコート、酒田市八森テニスコート

(5) (略)

(削る)

(2)・(3) (略)

(4) 酒田市光ヶ丘テニスコート、酒田市国体記念テニスコート、酒田市八森テニスコート、酒田市眺海の森テニスコート

(5) (略)

(6) 酒田市体育館(アイスリンク設置期間を除く。)

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料
高校生以下	全面	1時間につき 660円
	半面	1時間につき 330円
	1/4面	1時間につき 160円
一般	全面	1時間につき 1,320円
	半面	1時間につき 660円
	1/4面	1時間につき 330円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

(6)の2 酒田市体育館(アイスリンク設置期間)

ア アイスリンク使用料

使用区分	使用料
個人	中学生以下 1人1回につき 220円

(削る)

	高校生	1人1回につき 330円
	一般	1人1回につき 530円
団体	中学生以下	1人1回につき 190円
	高校生	1人1回につき 290円
	一般	1人1回につき 480円
占用		1時間につき 4,260円
親子券		2人1組1回につき 530円
ペア券		2人1組1回につき 960円
シーズン券		1人1シーズンにつき 5,340円

備考

- 1 団体とは、責任者が引率する20人以上のグループをいう。
- 2 占用とは、アイスリンクの全部を使用させることをいう。
- 3 親子券の対象となる親子とは、一般(保護者)1人及び小学生以下1人をいう。
- 4 ペア券の対象となるペアとは、一般男女2人をいう。
- 5 シーズン券は、使用区分を問わず1人1シーズンとする。
- 6 貸靴料は、440円を超えない範囲内で別に定める。

(6) 酒田市亀ヶ崎記念会館

(表は省略)

(7) 酒田市南体育館

(表は省略)

(8) 酒田市親子スポーツ会館

(表は省略)

(9) 酒田市国体記念体育館

(7) 酒田市亀ヶ崎記念会館

(表は省略)

(8) 酒田市南体育館

(表は省略)

(9) 酒田市親子スポーツ会館

(表は省略)

(10) 酒田市国体記念体育館

<p>(表は省略)</p> <p>(10) 酒田市勤労者体育センター</p> <p>(表は省略)</p> <p>(11) 酒田市八幡体育館</p> <p>ア 全部又は一部を単独で使用する場合</p> <p>(表は省略)</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(表は省略)</p> <p>備考 使用の単位は、<u>午前9時から午後1時まで</u>、午後1時から午後5時まで及び<u>午後5時から午後9時まで</u>をそれぞれ1回とする。</p>	<p>(表は省略)</p> <p>(11) 酒田市勤労者体育センター</p> <p>(表は省略)</p> <p>(12) 酒田市八幡体育館</p> <p>ア 全部又は一部を単独で使用する場合</p> <p>(表は省略)</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(表は省略)</p> <p>備考 使用の単位は、<u>午前8時30分から午後零時30分まで</u>、午後1時から午後5時まで及び<u>午後5時30分から午後9時30分まで</u>をそれぞれ1回とする。</p>
<p>(12) 酒田市松山体育館</p> <p>(表は省略)</p> <p>(13) 酒田市平田体育館</p> <p>ア 全部を単独で使用する場合</p> <p>(表は省略)</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(表は省略)</p> <p>備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から<u>午後9時まで</u>をそれぞれ1回とする。</p>	<p>(13) 酒田市松山体育館</p> <p>(表は省略)</p> <p>(14) 酒田市平田体育館</p> <p>ア 全部を単独で使用する場合</p> <p>(表は省略)</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(表は省略)</p> <p>備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から<u>午後9時30分まで</u>をそれぞれ1回とする。</p>
<p>(14) 酒田市光ヶ丘球技場</p> <p>(表は省略)</p> <p>(15) 酒田市飯森山多目的グラウンド</p> <p>(表は省略)</p>	<p>(15) 酒田市光ヶ丘球技場</p> <p>(表は省略)</p> <p>(16) 酒田市飯森山多目的グラウンド</p> <p>(表は省略)</p>

(16) 酒田市光ヶ丘多目的グラウンド  
(表は省略)

(17) 酒田市松山多目的運動広場  
(表は省略)

(18) 酒田市眺海の森グラウンド  
(表は省略)

(19) 酒田市武道館  
(表は省略)

(20) 酒田市相撲場  
(表は省略)

(21) 酒田市修道館  
ア 全部を単独で使用する場合  
(表は省略)

イ ア以外の場合  
(表は省略)

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時  
時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

(削る)

(17) 酒田市光ヶ丘多目的グラウンド  
(表は省略)

(18) 酒田市松山多目的運動広場  
(表は省略)

(19) 酒田市眺海の森グラウンド  
(表は省略)

(20) 酒田市武道館  
(表は省略)

(21) 酒田市相撲場  
(表は省略)

(22) 酒田市修道館  
ア 全部を単独で使用する場合  
(表は省略)

イ ア以外の場合  
(表は省略)

備考 使用の単位は、午前8時30分から午後零時30分まで、午後1時  
から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時30分までをそれぞ  
れ1回とする。

(23) 酒田市平田スキー場

ア リフト使用料

使用区分		使用料
1回券	中学生以下	40円
	一般	60円
11回券	中学生以下	420円

(22) 酒田市松山スキー場

ア シュレップリフト使用料

(表は省略)

(削る)

イ 貸スキー等使用料

使用区分	使用料
(略)	(略)
(削る)	
(略)	(略)

	一般	630 円
1 日券	中学生以下	840 円
	一般	1,360 円
シーズン券	中学生以下	3,250 円
	一般	5,450 円

備考

- 1 1回券、11回券及びシーズン券を使用することができる有効期間は、それぞれ券の交付を受けた日の属する使用期間とする。
- 2 1日券は、券の交付を受けた日に限り使用することができる。

(24) 酒田市松山スキー場

ア シュレップリフト使用料

(表は省略)

イ 人工スキー場使用料

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 1,050 円
一般	1人1回につき 2,100 円

備考

- 1 使用料には、スーパーリフトの使用料を含むものとする。
- 2 1回の使用時間は、3時間単位とする。

ウ 貸スキー等使用料

使用区分	使用料
(略)	(略)
人工スキー場用スキー板	2,100 円
(略)	(略)



(備考は省略)

(23) 酒田市八森パークゴルフ場

(表は省略)

(24) 酒田市八森ゴルフ練習場

(表は省略)

(25) 酒田市八森キャンプ場

(表は省略)

(26) 酒田市外山キャンプ場

(表は省略)

2 公衆の便益を目的として売店等の営業行為を行うために体育施設を使用する場合

施設名	使用料		
	屋内		屋外
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
(略)	4時間以内 1,100円	4時間以内 2,200円	酒田市都市公園条例(平成17年条例第165号)別表第2を準用する。
(削る)	4時間を超え8時間以内	4時間を超え8時間以内	
(略)	1,650円	4,400円	
(削る)			
(削る)			
(略)			
(削る)	4時間以内 1,100円		

(備考は省略)

(25) 酒田市八森パークゴルフ場

(表は省略)

(26) 酒田市八森ゴルフ練習場

(表は省略)

(27) 酒田市八森キャンプ場

(表は省略)

(28) 酒田市外山キャンプ場

(表は省略)

2 公衆の便益を目的として売店等の営業行為を行うために体育施設を使用する場合

施設名	使用料		
	屋内		屋外
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
(略)	4時間以内 1,100円	4時間以内 2,200円	酒田市都市公園条例(平成17年条例第165号)別表第2を準用する。
酒田市眺海の森テニスコート	4時間を超え8時間以内	4時間を超え8時間以内	
(略)	1,650円	4,400円	
酒田市眺海の森ちびっこゲレンデ			
酒田市平田スキー場			
(略)			
酒田市体育館			

(略)	円、4時間を超え8時間以内 2,200円			(略)	4時間以内1,100円、4時間を超え8時間以内 2,200円		
(備考は省略)				(備考は省略)			

## 酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について

## 1 改正の理由

酒田市体育館等を廃止し、屋内体育施設の12月29日から翌年1月3日までの休館日を除く週1回の休館や使用時間を見直すなど、所要の改正を行うものです。

## 2 改正の内容

## (1) 体育施設の廃止

施設名	所在地
酒田市眺海の森テニスコート	酒田市田沢字躑躅沢15番地
酒田市体育館	酒田市入船町3番20号
酒田市眺海の森ちびっこゲレンデ	酒田市田沢字躑躅沢2番地ほか
酒田市平田スキー場	酒田市田沢字躑躅沢2番地ほか
人工スキー場（酒田市松山スキー場内）	酒田市土淵字大平1番地の6

## (2) 使用料の廃止

施設名	内容
酒田市光ヶ丘野球場	夜間照明設備使用料

## (3) 使用期間及び使用時間の変更

施設名	内容
酒田市亀ヶ崎記念会館 酒田市南体育館 酒田市国体記念体育館 酒田市勤労者体育センター 酒田市平田体育館 酒田市鳥海地区体育館 酒田市武道館	12月29日から翌年1月3日までの休館日以外の休館を廃止
酒田市八幡体育館 酒田市平田体育館 酒田市鳥海地区体育館 酒田市修道館	使用時間を午前9時から午後9時までに変更

## 3 施行期日

令和6年4月1日

議第 4 4 号

酒田市平田 B & G 海洋センター設置管理条例の一部改正について

酒田市平田 B & G 海洋センター設置管理条例の一部改正について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

酒田市教育委員会  
教育長 鈴木 和仁

酒田市平田 B & G 海洋センター設置管理条例の一部を改正する条例

酒田市平田 B & G 海洋センター設置管理条例（平成 1 7 年条例第 2 0 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中

「

体育館	平日及び土曜日 午前 9 時から午後 9 時 3 0 分まで
	日曜日及び祝日 午前 9 時から午後 5 時まで

」

を

「

体育館	午前 9 時から午後 9 時まで
-----	------------------

」

に改める。

第 5 条各号を削り、同条に次の表を加える。

名称	休館日
体育館	1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までの日
プール	9 月 1 日から翌年 5 月 3 1 日までの日
ヨットカヌー場	1 0 月 1 日から翌年 4 月 3 0 日までの日

別表（1） 体育館使用料の表備考 1 中「午後 9 時 3 0 分」を「午後 9 時」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

酒田市平田B&G海洋センターの開館時間及び休館日の変更に関し、所要の改正を行うものである。

酒田市平田 B&G 海洋センター設置管理条例新旧対照表

新	旧																				
<p>本則</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 海洋センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第5条 海洋センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>12月29日から翌年1月3日までの日</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>9月1日から翌年5月31日までの日</td> </tr> <tr> <td>ヨットカヌー場</td> <td>10月1日から翌年4月30日までの日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	名称	開館時間	体育館	午前9時から午後9時まで	(略)	(略)	名称	休館日	体育館	12月29日から翌年1月3日までの日	プール	9月1日から翌年5月31日までの日	ヨットカヌー場	10月1日から翌年4月30日までの日	<p>本則</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 海洋センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>平日及び土曜日 午前9時から午後9時30分まで 日曜日及び祝日 午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第5条 海洋センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>毎週火曜日</u></p> <p>(2) <u>12月29日から翌年1月3日までの日</u></p> <p>(3) <u>前2号に定めるもののほか、プールは9月1日から翌年5月31日まで、ヨットカヌー場は10月1日から翌年4月30日までとする。</u></p>	名称	開館時間	体育館	平日及び土曜日 午前9時から午後9時30分まで 日曜日及び祝日 午前9時から午後5時まで	(略)	(略)
名称	開館時間																				
体育館	午前9時から午後9時まで																				
(略)	(略)																				
名称	休館日																				
体育館	12月29日から翌年1月3日までの日																				
プール	9月1日から翌年5月31日までの日																				
ヨットカヌー場	10月1日から翌年4月30日までの日																				
名称	開館時間																				
体育館	平日及び土曜日 午前9時から午後9時30分まで 日曜日及び祝日 午前9時から午後5時まで																				
(略)	(略)																				

<p>別表(第8条関係)</p> <p>(1) 体育館使用料</p> <p>(表は省略)</p> <p>備考</p> <p>1 使用時間は、午前9時から<u>午後9時</u>までとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>別表(第8条関係)</p> <p>(1) 体育館使用料</p> <p>(表は省略)</p> <p>備考</p> <p>1 使用時間は、午前9時から<u>午後9時30分</u>までとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
---	--

議第 48 号

酒田市光ヶ丘プールの指定管理者の指定について

酒田市光ヶ丘プールの指定管理者を次のとおり指定することについて、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和5年11月28日提出

酒田市教育委員会

教育長 鈴木 和仁

管理を行わせる施設の名称及び所在地	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
酒田市光ヶ丘プール 酒田市光ヶ丘三丁目1番70号	酒田市光ヶ丘三丁目1番70号	加藤総業・酒田水泳 連盟共同グループ 共同代表 加藤 聡 共同代表 田中 愛久	令和6年4月1日 から令和11年3月31日 まで



令和5年11月28日  
スポーツ振興課作成

酒田市光ヶ丘プールの指定管理者の指定について

1 目 的

酒田市光ヶ丘プールは、令和元年度から加藤総業・酒田水泳連盟共同グループが指定管理者として管理しており、令和6年3月31日で指定期間が終了するため、新たな指定管理者を選定するものです。

2 指定管理施設

名 称 酒田市光ヶ丘プール  
所在地 酒田市光ヶ丘三丁目1番70号

3 指定管理者候補者

住 所 酒田市光ヶ丘三丁目1番70号  
団体名 加藤総業・酒田水泳連盟共同グループ  
共同代表 加藤 聡  
共同代表 田中 愛久

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

5 選定方法 随意選定

随意選定の理由：酒田市指定管理者制度事務取扱基準5（2）①カ

「当該指定期間中における指定管理者選定委員会による  
事業評価が全てA評価を受けた場合。」に該当するため

6 経 過

令和5年 9月 1日 提案受付開始  
10月 2日 提案締切  
10月26日 選定委員会（指定管理候補者の選定）

7 選定結果

(1) 得点 151.5点 (配点200点)

(2) 評価 受託能力がある

(3) 評価項目、配点及び得点

選定基準	審査項目	配点	得点
1 公共性と平等利用の確保が図られること	(1) 管理の基本方針 (2) 利用者の平等利用の確保	30	24.0
2 施設の効用の最大限の発揮と管理経費の縮減が図られること	(1) サービスの質の維持又は向上 (2) 意見の反映と苦情等対応 (3) 施設の効果的な活用方策 (4) 効率的運営の取組 (5) 要求水準等に対する取組	50	39.5
3 事業計画に沿った管理を安定的に行う体制と能力を有していること	(1) 業務履行の体制 (2) 職員の雇用と人材育成 (3) 施設の適切な維持管理 (4) 財務的な能力 (5) 施設運営に対する意欲等	60	44.5
4 法令遵守と安全管理の確保が図られること	(1) 法令遵守の徹底 (2) 個人情報の保護 (3) 危機管理の取組 (4) 環境への配慮 (5) 地域連携と地域貢献	30	22.0
5 その他施設の性質又は目的に応じて必要と認める事項	(1) 各施設の用途に応じた管理手法 (2) 安全で快適なスポーツ環境の提供 (3) スポーツレクリエーションの振興及び健康増進の方策	30	21.5
合 計		200	151.5

※得点は、各委員の平均点である。(小数点以下第2位を四捨五入)

【評価】 受託能力がある (120点超～200点)

受託能力に疑問がある (120点以下)

議第49号

酒田市松山スキー場及び眺海の森外山ロッジの  
指定管理者の指定について

酒田市松山スキー場及び眺海の森外山ロッジの指定管理者を次のとおり指定することについて、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和5年11月28日提出

酒田市教育委員会  
教育長 鈴木 和仁

管理を行わせる施設の名称及び所在地	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
酒田市松山スキー場 酒田市土渕字大平 1番地の6	酒田市字本町9 番地	特定非営利活動 法人まちづくり net 松山 理事長 後藤 俊	令和6年4月1 日から令和11 年3月31日ま で
眺海の森外山ロッジ 酒田市土渕字大平 1番地の59			

令和5年11月28日  
スポーツ振興課作成

酒田市松山スキー場及び眺海の森外山ロッジの  
指定管理者の指定について

1 目 的

酒田市松山スキー場及び眺海の森外山ロッジは、令和3年度から特定非営利活動法人まちづくり net 松山が指定管理者として管理しており、令和6年3月31日で指定期間が終了するため、新たな指定管理者を選定するものです。

2 指定管理施設

名称	所在地
酒田市松山スキー場	酒田市土淵字大平1番地の6
眺海の森外山ロッジ	酒田市土淵字大平1番地の59

3 指定管理者候補者

住 所 酒田市字本町9番地

団体名 特定非営利活動法人まちづくり net 松山

理事長 後藤 俊

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

5 選定方法 公募

6 経 過

令和5年 9月 1日 募集開始

令和5年10月 2日 募集締切

令和5年10月26日 選定委員会（指定管理候補者の選定）

7 選定結果

(1) 得点 135.8点 (配点200点)

(2) 評価 受託能力がある

(3) 評価項目、配点及び得点

選定基準	審査項目	配点	得点
1 公共性と平等利用の確保が図られること	(1) 管理の基本方針 (2) 利用者の平等利用の確保	30	21.0
2 施設の効用の最大限の発揮と管理経費の縮減が図られること	(1) サービスの質の維持又は向上 (2) 意見の反映と苦情等対応 (3) 施設の効果的な活用方策 (4) 効率的運営の取組 (5) 要求水準等に対する取組	50	33.8
3 事業計画に沿った管理を安定的に行う体制と能力を有していること	(1) 業務履行の体制 (2) 職員の雇用と人材育成 (3) 施設の適切な維持管理 (4) 財務的な能力 (5) 施設運営に対する意欲等	60	40.8
4 法令遵守と安全管理の確保が図られること	(1) 法令遵守の徹底 (2) 個人情報の保護 (3) 危機管理の取組 (4) 環境への配慮 (5) 地域連携と地域貢献	30	20.2
5 その他施設の性質又は目的に応じて必要と認める事項	(1) 魅力ある企画による誘客が図られるか (2) 施設の特徴を生かした運営の工夫 (3) 施設間連携による運営の工夫	30	20.0
合 計		200	135.8

※得点は、各委員の平均点である。(小数点以下第2位を四捨五入)

【評価】 受託能力がある (120点超～200点)

受託能力に疑問がある (120点以下)

議第50号

湯の台温泉鳥海山荘、八森温泉ゆりんこ、鳥海高原家族旅行村  
及び八森自然公園内体育施設の指定管理者の指定について

湯の台温泉鳥海山荘、八森温泉ゆりんこ、鳥海高原家族旅行村及び八森自然公園内体育施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和5年11月28日提出

酒田市教育委員会  
教育長 鈴木 和仁

管理を行わせる施設の名称及び所在地	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
湯の台温泉鳥海山荘 酒田市草津字湯ノ台6 6番地の1	酒田市麓字緑 沢29番地の 8	鳥海やわた観 光株式会社 代表取締役 荘司 忠和	令和6年4月1 日から令和11 年3月31日ま で
八森温泉ゆりんこ 酒田市麓字緑沢29番 地の8			
鳥海高原家族旅行村 酒田市草津字湯ノ台1 49番地			
八森自然公園内体育施設 (野球場、テニスコート、 サッカー場、グラウンド ゴルフ場、パークゴルフ 場、ゴルフ練習場、キャン プ場) 酒田市市条字八森309 番地の1 ほか			

湯の台温泉鳥海山荘、八森温泉ゆりんこ、鳥海高原家族旅行村  
及び八森自然公園内体育施設の指定管理者の指定について

1 目 的

湯の台温泉鳥海山荘、八森温泉ゆりんこ、鳥海高原家族旅行村及び八森自然公園内体育施設は、令和元年度から鳥海やわた観光株式会社が指定管理者として管理しており、令和6年3月31日で指定期間が終了するため、新たな指定管理者候補者を選定するものです。

2 指定管理施設

名称	所在地
湯の台温泉鳥海山荘	酒田市草津字湯ノ台66番地の1
八森温泉ゆりんこ	酒田市麓字緑沢29番地の8
鳥海高原家族旅行村	酒田市草津字湯ノ台149番地
酒田市八森野球場	酒田市市条字八森309番地の1
酒田市八森テニスコート	酒田市市条字八森921番地の4
酒田市八森サッカー場	酒田市市条字八森924番地
酒田市八森グラウンドゴルフ場	酒田市市条字八森921番地の4
酒田市八森パークゴルフ場	酒田市市条字八森921番地の4
酒田市八森ゴルフ練習場	酒田市市条字八森922番地の1
酒田市八森キャンプ場	酒田市市条字八森922番地の1

3 指定管理者候補者

住 所 酒田市麓字緑沢29番地の8

団体名 鳥海やわた観光株式会社

代表取締役 莊司 忠和

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

5 選定方法 公募

## 6 経 過

令和5年 9月 1日 募集開始  
 10月 2日 募集締切  
 10月26日 選定委員会（指定管理者候補者の選定）

## 7 選定結果

(1) 得点 143.4点（配点200点）

(2) 評価 受託能力がある

(3) 評価項目、配点及び得点

選定基準	審査項目	配点	得点
1 公共性と平等利用の確保が図られること	(1) 管理の基本方針 (2) 利用者の平等利用の確保	30	21.6
2 施設の効用の最大限の発揮と管理経費の縮減が図られること	(1) サービスの質の維持又は向上 (2) 意見の反映と苦情等対応 (3) 施設の効果的な活用方策 (4) 効率的運営の取組 (5) 要求水準等に対する取組	50	34.8
3 事業計画に沿った管理を安定的に行う体制と能力を有していること	(1) 業務履行の体制 (2) 職員の雇用と人材育成 (3) 施設の適切な維持管理 (4) 財務的な能力 (5) 施設運営に対する意欲等	60	44.2
4 法令遵守と安全管理の確保等が図られること	(1) 法令遵守の徹底 (2) 個人情報の保護 (3) 危機管理の取組 (4) 環境への配慮 (5) 地域連携と地域貢献	30	22.0
5 その他施設の性質又は目的に応じて必要と認める事項	(1) 各施設の用途に応じた管理手法 (2) 安全で快適な環境の提供 (3) 観光及びスポーツレクリエーションの振興方策	30	20.8
合 計		200	143.4

※得点は、各委員の平均点である。

【評価】 受託能力がある （120点超～200点）  
 受託能力に疑問がある（120点以下）